

目次

A III -CV-3rd-★上告状	2
--------------------	---

上告理由書兼上告受理申立理由書AⅢ

令和3年2月17日

最高裁判所 御中

上告人（原告）

住所（送達場所） 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1 職業 農業
氏名 今井 豊（昭和36年3月9日生） 電話・FAX 0278-72-5353

被上告人（被告）

住所（送達場所） 〒330-0064 埼玉県さいたま市浦和区岸町7-1 2-4
ニチモビル浦和3階 栄総合法律事務所
氏名 柴崎 栄一 電話 048-839-7341 FAX 048-839-7348

慰謝料請求上告事件 訴訟物の価額 10万円 貼用印紙額 2,000円

上記当事者間の、東京高等裁判所 令和2年(ネ)第2648号慰謝料請求控訴事件について、
令和3年2月12日に言い渡された下記判決は、後述の理由により、全部不服なので、上告
および上告受理を申し立てる。

第1 原判決の表示

主文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

第2 上告及び上告受理申立の趣旨

原判決を破棄し、さらに相当の裁判を求める。

第3 上告理由及び上告受理申立理由

These judgements are obviously absurd and mad abuse!!!

「法治国家を自ら破壊するエセ司法官憲どもよ、恥を知れ！ 賞罪し總懺悔せよ！」
関与した全裁判官とも当然に、公務員職権濫用罪と犯人隠避罪と脅迫罪である。

1 虚偽表示無効

原判決は「以上によれば、控訴人の請求を棄却した原判決は相当であって、控訴人の控訴は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。」と判示している。
しかしながら、合理的根拠の有る私の訴えを理由がないとしたのは虚偽に過ぎず、また、心証だけでその理由が無いのは、まさに原審のほうであるから、二重の欺瞞である。
付言すれば、この一審や、最高裁が既に下した別件却下決定も、全て二重の欺瞞である。

★不法行為には当らないとしているが、要するに、心証(結論)だけで、「そう言える理由(合理的根拠)が、実質的に、全く無い。

これらの裁判は、後述の通り、全てが実質的な司法拒絶による組織的隠蔽の産物である。

要するに、欺瞞国家の陰謀であり、日本人全員が共謀して、常に私に嘘を吐いている。

言い換えると、全日本人が、常に、私を非人扱いしている。

全機関とも、訴えの無視と合理性の欠如で共通しており、その手続的無効性も自明である。

また、当たり前のことを常に無視するということは、常に広義の判例違反ということである。

当たり前のこととは、事件にもよるが、法令、経験則、論理則、蓋然性、などである。

無視には3種類有り、判定洩れ(=脱漏、言及が無い)が大半で、理由不備(心証だけ)、片手落ち(要素の欠落)。

原判決の無効性はあまりにも自明過ぎる

被告の予見可能性が有ることが請求の原因の前提なのだから、合理的根拠と予見可能性の存否は、いずれも基礎事実ないし主要事実であり、その判定は必須であるのに、大半は無視しており、稀に判定したものも理由不備ないし片手落ちであり、実質的理由が全く無い。

更に言えば、無視した要素は、いずれも充分に高度の蓋然性なので尚更無視できない。

これは憲法遵守義務違反なので、「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。」(憲法76条〇3)、に違反している。

第一に、私の訴えを無視している点

裁判とは、紛争の解決の為に、中立機関が、紛争原因に対して、正当な基準を適用して、法的拘束力の有る最終判断を示すこと、である。

然るに原審は、紛争原因を誤っており(無視)、正当な基準を適用していない(偽装)。

上訴とは、理由(請求の原因)を掲げて判定の見直しを求める不服申立であるから、一審に理由が無いことが控訴理由なのに、「全て一審通り」とは、とんだ論理矛盾である。

このように、「請求の原因」に当る部分を無視していることから(裁判の脱漏)、「口頭弁論の全趣旨をしん酌」(民訴法247条)、に違反している。

第二に、当たり前のことを常に無視している点

当たり前ことを認めければ、何でも隠蔽可能となり、社会秩序が維持できない。

第三に、合理的根拠が常に無い点

予見可能性(訴えと職責)に基く結果回避義務違反であり、法定された職責違反である。

よって、正当業務行為どころではなく、手続を受ける権利の行使の妨害である。

当たり前のこと

を常に無視する反社会性は自明

第一に、反社会性であり、不合理の極みなので、公の秩序又は善良の風俗に反する事項(社会通念の偽装)を目的とする法律行為(判断)と言え、公序良俗違反(民法90条)である。

第二に、人権侵犯性であり、「(我々は)お前を認めない」との非人扱いであり、人格的生存(生命、自由、名誉)への無言の害意であり、生命に対する権利(憲法13条)や自決権(憲法13条)や適正な手続を受ける権利(憲法13条又は31条)や裁判を受ける権利(憲法32条)

の侵害である。

また、予見可能性(訴えと職責)に基く結果回避義務違反なので、手続(告訴)妨害であり、公正な裁判所(民訴法2条)違反であり、信義に従った誠実な義務の履行(判断)とは言えないでの、著しく信義則(民法第1条2)違反であり、公務員の犯罪告発義務(刑訴法239条2)違反であり、「職務を怠り」(裁判所法49条)であり、非行(国家公務員法82条)であり、信用失墜行為(国家公務員法99条)であり、憲法遵守義務(憲法99条)違反であり、職務上の故意または過失である。

柴崎栄一と一審の不当性

柴崎栄一の不当性よりも、その裁判の不当性のほうが遙かに大きい。

まず、原事件は全て、生命への無言の脅迫なので、常に自決権(憲法13条)の侵害であるのに、それを埼玉県警が常に、合理的根拠無く無視して来たこと(組織的隠蔽)は、被害の継続への予見可能性に基く結果回避義務違反であり、当り前の法令(警察法2条などの職責)違反であり、正当業務行為どころではないので、自決権や生命に対する権利や適正な手続を受ける権利(いすれも憲法13条)や、平等権(憲法14条)の侵害である。

既述の通り、埼玉県警の対応や捜査には合理的根拠が全く無いことは、当該事件被告埼玉県の訴訟代理人として柴崎栄一には充分に感知できたはずなので、経験則違反であり、論理則違反であり、被害継続や訴訟遅延への予見可能性に基く結果回避義務違反である。

したがって、当事者主義の範囲を逸脱した訴訟の進行妨害であり、信義誠実に従った訴訟追行義務(民訴法2、民訴規則53, 79, 80)や、事案解説義務や、完全陳述義務への違反であり、真実義務など弁護士法や職責への違反であり、程度問題として、正当業務行為どころではなく、信義則(民法第1条2)違反や公序良俗違反(民法90条)である。

A 規定された上告理由に該当する

憲法違反ということは、適用結果の誤りであるから、憲法解釈の誤りと見做せる。

纏めると、原審は控訴審なので、一審判決に合理的根拠が無いとする控訴理由を、更に合理的根拠無く無視した点は、論理矛盾であり、理由不備(民訴法312条2項六号)であり、裁判の目的を逸脱しており、程度問題として、不合理が甚だしく、不公正な判決であり、私への公然たる非人扱いなので、訴権(=自決権、憲法13条)や裁判を受ける権利(憲法32条)や適正な手続を受ける権利(憲法13条又は31条)の侵害であり、憲法の解釈の誤りその他憲法の違反(民訴法312条1項)と見做せるので、上告理由に当る。

同時に、被告の誠実な訴訟追行義務(民訴法2、民訴規則53, 79, 80条)違反や甚だしい信義則(民法第1条2)違反や公序良俗違反(民法90条)を看過しており、また、著しい経験則違反による自由心証主義(民訴法247条)違反が多数有り、総じて公正な裁判所(民訴法2条)違反であり、判決に影響を及ぼすことが明らかに違法であり、法令の解釈に関する重要な事項(民訴法318条1)なので、上告受理申立理由に当る。

以上の憲法違反や法令違反は、「この憲法及び法律にのみ拘束される」(憲法76条)への違反であり、憲法遵守義務(憲法99条)違反であり、総じて憲法や法令の誤解釈と見做せるの

で、上告と上告受理を同時に申し立てる。

B 規定された上告理由に該当せずとも、職責として無視できない

★合理的根拠が全く無いので、事実審が実質的に全く未済である(三審制の問題ではない)。本来は採用されるべき申立が陰謀によって棄却されたことから、実質的に、裁判を受ける権利等、既述の侵害と見做せる。

最高裁には、終審裁判所としての使命(憲法81条)はもちろんのこと、法令の適用解釈の統一や、全司法を指導すべき使命が有る。

そもそも最高裁が上告理由を限定している趣旨は、対象を絞り込んで上告審を迅速化させる為であるが、それは一審二審における事実認定が概ね適正に行われることが前提である。然るに本件ではその前提が満たされておらず、組織的な司法拒絶という、現行司法制度の前提外の非常事態であり、無視すれば、実質的な事実審が未済のまま、犯罪が隠蔽される。もしも、民訴法312条1項や2項や318条1項に規定された上告理由だけが全てであり、それらでは本件の事態に対応できないというつもりなら、そのような限定自体が不適切であり、現行制度の瑕疵であり、最高裁の過失と言える。

すなわち、元々自らに帰責性の有る瑕疵を、却下の口実として悪用しているに過ぎない。したがって、最高裁の過去の私への却下決定は全て、その職責に比し、片手落ちである。

★事実認定の問題に過ぎない旨も、片手落ちである

既述の通り、事実審が実質未済であることを無視している。

付言すれば、慰謝料請求の判定とは、すべからく、不法行為事実の認定の問題なのであり、これを全て上訴の対象外とするならば、民事訴訟制度は成り立たない。

つまり正しくは、判決に影響せず、かつ、基礎事実でも主要事実でもない事実だけが、捨象できるのであり、この基準を曖昧にしたままの上告審査の運用の現状は欺瞞である。

★最高裁は上告審査基準を明確化すべきである

摘示を省くが、規定された上告理由以外でも受理された事例も、過去には多数有る。

これらの運用基準を公開し、正当性(客観的合理性)を世に示す必要が有る。

2 以上のとおり、原判決には理由が無く、誤った認定なので、取り消されるべきである。

第4 上告理由及び上告受理申立理由の説明

全ては欺瞞国家の陰謀である

つまりこれらは、「(私の場合に限り)不当ではない」の旨の虚偽(判例違反・差別)なのであり、全日本人が私への包囲網の確信犯として通謀し、当たり前の違法性を認めないことによって皆で犯罪を正当化し、また、私の判例だけを永久にタブー扱いして封印することによって、判例一般の持つ同様事例への拘束力に因る社会秩序の混乱を避ける狙いの、社会通念の国家的偽装の陰謀なのであり、最高裁による上告却下こそがその総仕上げである。

第5 上告理由及び上告受理申立理由の詳細

訴えを合理的根拠無く無視すれば、被害継続の予見可能性に基く結果回避義務違反である。つまり、正当業務行為ではなく、手続を受ける権利の行使の妨害であり職責違反である。然るに原審は、「全て斟酌したが、(理由も無く)認められない」旨の心証ばかりである。そう言える理由、つまり、全て斟酌したという証や、心証の根拠(正当性)が全く無い。

訴えた事件性の判定洩れ(▼印の項目)

★★★★★被告、一審、二審とも、以下を否定した合理的根拠が全く無い。全て理由不備そもそも蓋然性の問題であり、また、警察の組織的隠蔽を訴えているのに、証拠が無いとは、実質的司法拒絶ないし事案解明責任放棄の、呆れ果てた倒錯である。

(1)▼警視庁による被害届(包囲網の摘発要請)の隠蔽(99. 999999%以上)

(2)被害届の回答期限当日に叔母が変死した不審(99. 80%以上)

(3)▼警視庁によるサワダ面会(二つの要請)の隠蔽(99. 00%以上)

(4)轢逃げ事故の捜査の以下の不審(99. 9999999%以上)

A▼事故現場の手前が飛び切り見通しの良い立地条件であること(99. 99%以上)

B▼巻き込みでもないのに死亡に至っていること(90. 00%以上)

C▼司法解剖が実施された経緯が不審であること(90. 00%以上)

D▼決め手の映像を、公判の証拠にしていないこと 99. 00%以上)

E▼交通事故として当たり前の物証は有るのか?(90. 00%以上)

F▼被疑者の行動の必然性は有るか?(99. 00%以上)

G▼故意ではない証拠は有るのか?(99. 00%以上)

H▼この事故のその他の事件性(90. 00%以上)

I▼この事故の公判の不審 故意の疑いを一切排除(99. 9999999%以上)

(5)▼恣意性一覧表が示唆するもの(99. 9999999%以上)

★★★★★包囲網の実在を認めるに足りる証拠は無い旨 蓋然性の問題 理由不備
恣意性一覧表の各事象の蓋然性と相互関連性から、天文学的に超高度 呆れた倒錯